

第1 公有財産売却の参加条件など

1 公有財産売却の参加条件

(以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません)

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号または第2項各号に該当すると認められる方

(参考：地方自治法施行令(抄))

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造その他役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(2) 社会更生法(平成14年法律第154号)に基づき構成手続開始の申立がなされている者でないこと。または、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申出がなされている者でないこと。

(3) 宇城市暴力団排除条例(平成23年条例第17号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第9号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(4) 居住地または所在地における市町村税に未納がないこと。

(5) 日本語を完全に理解できない方

(6) 宇城市が定める本ガイドラインおよびKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方

- (7) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方

2 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定にのっとりて宇城市が執行する一般競争入札およびせり売り（以下「入札」という）の手続きの一部です。
- (2) 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項第 5 号に該当すると見なされ、一定期間宇城市の実施する入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。
- (4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます）上の公有財産売却の物件詳細画面や宇城市において閲覧に供されている入札の公告などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。

また、入札の前に宇城市が実施する現地説明会において、購入希望の財産を確認してください。

- (5) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。

3 個人情報の取り扱いについて

- (1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。
- ア 公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録されている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、登記事項証明書に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。
- イ 入札者の公有財産売却の参加者情報およびログイン ID に登録されているメールアドレスを宇城市に開示され、かつ宇城市がこれらの情報を宇城市公文書管理規程に基づき、宇城市が 10 年間保管すること。
- ウ 宇城市から公有財産売却の参加者に対し、ログイン ID で認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。
- エ 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログイン ID に紐づく会員識別番号を売却システム上において一定期間公開されること。
- オ 宇城市は収集した個人情報を地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に定める参加条件の確認または同条第 2 項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用します。（地方自治法施行令第 167 条の 14 で準用する「せり売り」の場合も含みます）
- (2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や登記事項証明書の内容などと異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができない場合があります。

第2 公有財産売却の参加申し込みについて

(1) 参加仮申し込み

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。

売却システムの画面上で、参加者が個人の場合は住民票に記載されている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に記載されている所在地、法人名、代表者氏名）公有財産売却の参加情報として登録し、代理人が公有財産売却の参加仮申し込みの登録を行う場合は、代理人（法人の場合も含む）の参加情報として登録してください。また、法人で公有財産売却の参加仮申し込みを行う場合は法人名で KSI 官公庁オークションログイン ID を取得する必要があります。

(2) インターネットによる入札保証金の納付について

ア 入札保証金

地方自治法施行令第 167 条の 7 で定められている、入札する前に納付しなければならない金額です。入札保証金は、宇城市が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低売却価格）の 100 分の 10 の額を定め、入札保証金の納付は売却区分ごとに必要です。なお、入札保証金に利息は付しません。

イ 入札保証金の納付方法

参加申込者は、売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、引き落とし可能なクレジットカード情報の入力により納付してください。参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消さないことに同意するものとします。また、公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報を SB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。（各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります）法人で公有財産売却に参加する場合、法人名で取得した KSI 官公庁オークションログイン ID で公有財産売却の参加仮申し込みを行います。当該法人の代表者名義人のクレジットカードをご使用ください。

ウ 入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込時に落札者が納付した入札保証金は、宇城市が定める契約締結期限までに落札者が契約を締結しない場合や宇城市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、宇城市が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、入札保証金は返還しません。

エ 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、その落札者にかかわる入札保証金については契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書（以下「依頼書」という。）に基づき、地方自治法施行令第 167 条の 16 に定める契約保証金に全額充当しま

す。

オ 入札保証金の返還

公有財産売却の参加申込者のうち、落札者以外が付した入札保証金の引落としは行いません。参加申込者のクレジットカードの預金口座から入札保証金分を与信枠として抑えた後、落札者以外の入札保証金分は解除しますので落札者以外の納付した入札保証金は、引落としされません。なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の与信枠の解除は入札終了後となります。但し、クレジットカードの種類、引落としの時期の関係上、いったん実際に入札保証金の引落としを行い、翌日以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

(3) 書類送付などによる公有財産売却一般競争入札参加申込（本申し込み）方法について

ア 宇城市のホームページより、「一般競争入札参加申請書（様式第1号）以下「参加申込書」という）、をダウンロードして印刷し、必要事項を記入・押印のうえ、宇城市総務部契約管財課まで郵送または持参してください。

イ 申込時の提出書類について、必要書類を確認して提出してください。

① 参加申込者が個人の場合

「免許証の写しまたは住民票（抄本・発行後3カ月以内のもの）」

「住所地の市町村税に滞納がない旨の証明書」

「印鑑登録証明書」

② 参加申込者が法人の場合

「登記事項証明書の写し（申請日前の3ヶ月以内のもの）」

「住所地の市町村税に滞納がない旨の証明書」

「印鑑登録証明書」

ウ 参加申込者が代理人の場合は、「委任状」が必要となります。

エ 郵送の場合は、添付書類を同封して提出してください。

（申込締切日の消印有効、持参の場合は申込締切日の17時00分まで）

オ 複数の物件を申し込みされる場合は、各種提出書類が物件ごとに必要となります。

カ 各種様式のデータがパソコンによりダウンロードできない場合やパソコンを持っていない方は、郵送やFAXなどの別手段にて対応します。

【提出書類】

1 一般競争入札参加申請書（様式第1号）（宇城市ホームページに掲載）

2 免許証の写しまたは住民票（抄本・発行後3カ月以内のもの）（参加申込者が個人の場合）

3 登記事項証明書の写し（申請日前の3ヶ月以内のもの）（参加申込者が法人の場合）

4 住所地の市町村税に滞納がない旨の証明書

5 印鑑登録証明書

〈6〉委任状（参加申込者が代理人を選任した場合のみ必要）

*** 複数物件を申請される場合は、2～5の書類は1部提出で可とします。**

第3 入札形式で行う公有財産売却の手続きについて

本章における入札とは、売却システムを利用して入札価格を一回のみ登録することをいいます。

1 公有財産売却の入札

(1) 参加者の本登録について

入札参加者の参加仮申し込み、入札保証金の納付および一般競争入札参加申請書（様式第1号）（本申し込み）について宇城市が確認し、入札参加者（以下「入札者」という）の本登録を行います。

(2) 入札

入札は、入札期間中に本登録された KSI 官公庁オークションのログイン ID にて入札することが可能となります。入札は、一回のみ入力可能で、一度行った入札は取消しや変更はできません。

(3) 入力をなかったもの、中止とする取り扱い

宇城市は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取消し、なかったものとして取り扱うことがあります。また、天災、その他やむを得ない理由により、入札または開札を行うことができないときは、これを中止します。この中止における入札者の損害については、宇城市は責任を負いません。

2 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、宇城市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システムの入札上、入札価格が予定価格（最低売却価格）以上でかつ最高価格の入札額を提示した者を「落札者」として決定します。ただし、最高価格が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。なお、落札者の決定に当たっては、落札者の KSI 官公庁オークションログイン ID に紐づく会員識別番号を落札者の氏名（法人名）とみなします。

ア 落札者の KSI 官公庁オークションログイン ID に紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ 宇城市から落札者への告知は、あらかじめ KSI 官公庁オークションログイン ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールにて送信または電話で告知します。

ウ 当該メールに表示されている整理番号は、宇城市に連絡する際や書類を提出する際などに必要となります。

エ 宇城市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、宇城市が落札者への告知が確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、宇城市は責任を負いません。

(2) 落札者の決定取消し

本ガイドライン第1 公有財産売却の参加条件の(1)から(7)に掲げる要件に該当する者が落札した場合は、落札者の決定が取り消されます。この場合は、納付された入札保証金は返還しません。

(3) 落札者の辞退

落札者が、落札決定後に辞退する場合は、宇城市が落札者に送信または郵送する辞退届を宇城市へ提出しなければなりません。この場合、参加申し込み提出した書類については返却しません。また、

納付された入札保証金も返還されず、以後３年間、宇城市の実施する一般競争入札に参加できなくなります。

第４ せり売形式で行う公有財産売却の手続きについて

本章における入札とは、せり売形式の入札を、「入札者」はせり売りの参加申込者を、「入札期間」はせり売期間を指します。

１ 公有財産売却の入札

(1) 参加者の本登録について

入札参加者の参加仮申し込み、入札保証金の納付および一般競争入札参加申請書（様式第１号）（本申し込み）について宇城市が確認し、入札参加者（以下「入札者」という）の本登録を行います。

(2) 入札

入札は、入札期間中に本登録された KSI 官公庁オークションのログイン ID にて入札することが可能となります。入札は、入札期間中であれば何回でも可能です。ただし、売却システム上の「現在価格」または一度「入札額」欄に入力した金額を下回る金額を「入札額」欄に入力することはできません。一度行った入札は、入札参加者などの都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。なお、入札期間の自動延長は行いません。

(3) 入力をなかったもの、中止とする取り扱い

宇城市は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。入札期間中にその時点における最高価格の入札をなかったものとした場合、当該入札に次ぐ価格の入札を最高価格の入札とし、せり売りを続行します。また、天災、その他やむを得ない理由により、入札または開札を行うことができないときは、これを中止します。この中止における入札者の損害については、宇城市は責任を負いません。

２ 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、宇城市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品 区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。また、売却システム上では、２人以上が同額の入札価格（上限）を設定した場合、先に設定した人を落札者として決定します。なお、落札者の決定に当たっては、落札者の KSI 官公庁オークションログイン ID に紐づく会員識別番号を落札者の氏名（法人名）とみなします。

ア 落札者の KSI 官公庁オークションログイン ID に紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ 宇城市から落札者への告知は、あらかじめ KSI 官公庁オークションログイン ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールにて送信または電話で告知します。

ウ 当該メールに表示されている整理番号は、宇城市に連絡する際や書類を提出する際などに必

要となります。

エ 宇城市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、宇城市が落札者への告知が確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、宇城市は責任を負いません。

(2) 落札者の決定取消し

本ガイドライン第1 公有財産売却の参加条件の(1)から(7)に掲げる要件に該当する者が落札した場合は、落札者の決定が取り消されます。この場合は、納付された入札保証金は返還しません。

(3) 落札者の辞退

落札者が、落札決定後に辞退する場合は、宇城市が落札者に送信または郵送する辞退届を宇城市へ提出しなければなりません。この場合、参加申し込み提出した書類については返却しません。また、納付された入札保証金も返還されず、以後3年間、宇城市の実施する一般競争入札に参加できなくなります。

第5 売却の決定

1 落札者への売却決定

宇城市は、落札後、落札者に対して売却が決定した通知を電子メールまたは電話で行い、「契約の流れ」、「売買契約書」（売却決定金額10万円以下の物品については省略します）、および「依頼書（契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書）」を電子メールまたは郵便で送付します。落札者は、送付書類に必要事項を記入、押印のうえ、事前に送付した売買契約書に印鑑登録証明書と同じ印鑑を2通それぞれに押印（売買契約書が数枚にわたる場合は、割り印が必要）添付し、落札決定の通知を受けた日から宇城市が指定する提出期限内に送付書類を提出してください。複数の物件を落札された場合は、物件ごとに前記書類を提出してください。その後、宇城市は、落札者へ「売買契約書（宇城市押印済）」（売却決定金額10万円以下の物品については省略します）、「納入通知書」、「受領書」等必要書類を郵送します。

(1) 提出書類

ア 契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書 1通

イ 売買契約書（落札者押印済）2通

注意：物品の場合、売却決定金額10万円以下については売買契約書を省略

(2) 送付書類

ア 売買契約書（宇城市押印済）1通

注意：物品の場合は、売却決定金額10万円以下については売買契約書を省略

イ 納入通知書1通

ウ 受領書（引取りに来られる方の認印が必要になります）1通

注意

1 物品を郵送の場合は、物品到着後、落札者押印後の受領書を返送してください。

2 物件ごとに送付書類を郵送します。

(3) 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。決定金額は消費税および地方消費税相当額を含みます。また、売払物件が車両の場合は、決定金額にリサイクル料金も含みます。

(4) 売却の決定日

落札者が落札決定の通知を受けた日を売却決定日とします。

2 落札者への売却決定取消し

落札者が、納付期限までに代金を正当な理由なく納付しなかった場合、地方自治法施行令 167 条の 4 第 2 項第 5 号に該当するとみなし、以後 3 年間、宇城市の実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。この場合、公有財産売却の物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付した入札保証金は返還されません。

3 売却決定後の辞退

落札者が、売却決定後に辞退する場合は、宇城市が落札者に送信または郵送する辞退届を宇城市へ提出しなければなりません。この場合、参加申し込み提出した書類は返却しません。また納付された入札保証金は返還されず、以後 3 年間、宇城市の実施する一般競争入札に参加できなくなります。

4 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金は、落札金額から、事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限

落札者は、宇城市と契約締結した売買契約書に添付している「納入通知書」には納期限を明記しているため、納付期限までに一括納付してください。なお、宇城市が指定する納付期限までに納付されなかった場合は契約を解除することがあります。

(3) 売払代金の残金の納付方法

残金納付期限までに納入通知書により納付してください。

ア 銀行振り込みの際の振込手数料は落札者の負担となります。

イ 宇城市が指定する金融機関については、納付書裏面に記載のある各金融機関を参照してください。ただし納期限後は納付できません。

5 売払代金の残金の納付確認

売払代金の残金の納付確認には、銀行口座または納付書で確認していますが、銀行口座で確認をする場合は、金融機関によっては一週間を要する場合があります。そのため、検収済みの納入通知書兼領収書を電子メールまたは F A X で宇城市へ送信して確認する場合があります。

第 6 物件（車両など・物品）の権利移転および引渡し

物件の権利移転については、宇城市が指定する場所において、落札者または落札者から引渡しの代理を受けた者（以下「受任者」という）へ売買物件および名義変更に必要な手続きを行います。

1 車両などの権利移転

宇城市は、落札後、落札者と契約締結を交わし、売却の決定後、宇城市が売払代金の残金の納付の確認をした後、落札者が名義変更または所有者変更の手続きを行います。

(1) 権利移転および名義変更の時期

売払代金の残金納付を確認した時点で権利移転となりますが、権利移転後、15 日以内に名義変更の手続きを行ってください。

(2) 名義変更の手続きについて

ア 宇城市から車両を引渡し後、直ちに名義変更の手続きを行ってください。

イ 落札者または落札者から名義変更の委任を受けた者が名義変更の手続きを行ってください。

ウ 普通・小型自動車の場合は、ナンバープレートの有無に関わらず、落札者は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局で名義変更の手続きなどを行ってください。

エ 軽自動車・バイク・原動機付自転車にナンバープレートが有る場合は、落札者は管轄する自動車検査登録事務所および地方公共団体において、速やかに名義変更の手続きを行ってください。なお、ナンバープレートが無い場合は、名義変更の手続きを行う必要はありません。

オ 普通・小型自動車および軽自動車、バイクにナンバープレートが有る場合は、名義変更済の自動車検査証の写し又は、登録事項等証明書写しを宇城市へ提出してください。

カ 名義変更の手続きの際に、自賠責保険が満期満了日前の場合は、自賠責保険の名義変更も行ってください。また、名義変更済の自賠責保険の写しを宇城市へ提出してください。複数の車両などを落札した場合は、落札した車両ごとに同書類を宇城市へ提出してください。

(3) 物件の権利移転などについての注意事項

ア 落札後、車両・物品などについては、契約締結し、宇城市が落札者の売払代金の残金納付を確認した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる財産の危険負担が移転します。したがって、契約締結後（売払決定金額 10 万円以下において売買契約書を省略する）に発生した財産の破損、焼失など宇城市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

イ 落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。

ウ 公有財産が車両などの場合は、宇城市はその公有財産の引渡しを売払代金の納付時の現状有姿で行います。

エ 宇城市が部品取りとして売り払いする車両などは、名義変更に有する書類は引渡しを行いません。

オ 車両などの付属品・室内のゴミ撤去などは、すべて落札者自身で行ってください。

カ 契約締結後、売買車両などに契約不適合箇所のあることを発見しても売買代金の減額もしくは損害賠償の請求または契約の解除をすることはできません。

キ 落札者が、落札物件を引渡す前に、落札物件を転売した場合は、売買契約を解除することがあります。

(4) 車両などの引渡し・権利移転・名義変更に伴う費用

車両などの移送費、自賠責保険の加入、仮ナンバーの取得などの移送の手続きに必要な費用や名義変更などの権利移転に伴う費用（に必要な費用）は、すべて落札者の負担となります。

(5) 車両などの引渡し

- ア 宇城市が売買代金納付確認後、宇城市が指定する引渡し場所において、落札者または受任者へ、車両などを引渡します。
- イ 日時および引渡し場所は、落札者または受任者と協議のうえ決定します。
- ウ 落札者へ車両などを引渡す場合は、宇城市へ受領書（落札者押印済み《認印可能》）の提出ならびに落札者の本人確認書類の提示が必要です。また、受任者の場合は、宇城市へ受領書（落札者押印済み《認印可能》）の提出ならびに委任状（落札者押印済み《認印可能》）の提出が必要です。
- エ 宇城市は、車両などの出品状況に応じて名義変更などに必要書類を落札者か受任者へ手渡しまたは郵送します。
- オ 新型コロナウイルス感染症の影響により、宇城市が指定する期日までに引渡しが困難な場合は、落札者または受任者と引渡しにかかわる事項について協議するものとします。

2 物品の権利移転

- (1) 物品の権利移転の発生について宇城市は、契約締結（売払決定金額 10 万円以下の場合省略）し売払決定金額の残金の納付を確認した時点で、物品の権利を落札者へ移転します。
- (2) 物品の権利移転における注意事項
 - ア 宇城市と契約締結した時点で、危険負担は落札者に移転するため、物品の破損、紛失および焼失など宇城市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。
 - イ 契約締結後（売払決定金額 10 万円以下の場合省略）売買物品に契約不適合箇所のあることを発見しても売買代金の減額もしくは損害賠償の請求または契約の解除をすることができません。
- (3) 物品の引渡しに伴う手続き並びに必要な費用について
物品の移送の手続き並びに必要な費用は、すべて落札者の負担となります。
- (4) 物品の引渡しについて
 - ア 直接物品の引渡しを希望する場合は、宇城市が売買代金納付確認の後、宇城市が指定する引渡し場所において、落札者または引受者へ引渡しを行ないます。この際、引受者は、宇城市に受領書（落札者押印済み）および委任状（物件の引受けを委任した場合のみ必要）の提出ならびに身分証明書（運転免許証、パスポート、保険証等）の提示が必要です。
 - イ 送付による物品の引渡しが可能で物品について、送付を希望する場合は、送付依頼書の提出が必要です。送付した送付依頼書に必要事項を記入・押印のうえ、宇城市に提出してください。送付中に事故などによって物品が破損、紛失などの被害を受けても宇城市は一切責任を負いません。また、極端に重いもの、大きなもの、壊れやすいものおよびその他送付による引渡しが適当でないと宇城市が判断したものは、送付による引渡しができない場合があります。

3 土地の権利移転

宇城市は、落札後、落札者と契約締結を交わし、売却の決定後、宇城市が売払代金の残金の納付の確認をした後、宇城市で移転登記手続きを行います。登録に必要な費用は、落札者の負担とします。

(1) 権利移転および名義変更の時期

売払代金の残金納付を確認した時点で権利移転となります。

(2) 物件の権利移転などについての注意事項

ア 落札後、契約締結し、宇城市が落札者の売払代金の残金納付を確認した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる財産の危険負担が移転します。したがって、契約締結後（売払決定金額10万円以下において売買契約書を省略する）に発生した財産の破損、焼失など宇城市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

イ 落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。

ウ 落札された公有財産の引渡しについては、売払代金の納付時の現状有姿で行います。

エ 契約締結後に契約不適合箇所のあることを発見しても売買代金の減額もしくは損害賠償の請求または契約の解除をすることはできません。

オ 落札者が、落札物件を引渡す前に、落札物件を転売した場合は、売買契約を解除することがあります。

4 契約の解除

宇城市が、落札者へ落札物件を引渡す前に、落札者が落札物件を転売した場合は、契約締結後および入金が確認された後でも、契約を解除することがあります。

第7 注意事項

1 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

売却システムに不具合が生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

(1) 公有財産売却の参加申込期間中

ア 公有財産売却の参加申込受付が開始されない場合

イ 公有財産売却の参加申込受付ができない状態が相当期間継続した場合

ウ 公有財産売却の参加申込受付入札開始までに終了しなかった場合

エ 公有財産売却の参加申込受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

ア 入札の受付が開始されない場合

イ 入札できない状態が相当期間継続した場合

ウ 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しなかった場合

(3) 入札期間終了後

ア 一般競争入札形式において、入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合

イ くじ（自動抽選）が必要な場合で、くじ（自動抽選）が適正に行えない場合

2 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申込開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

- (1) 特定の公有財産売却の売却区分（売却財産の出品区分）の中止に伴い入札保証金を返還します。
- (2) 入札保証金を納付した場合は、返還まで相当程度時間を要することがあります。

3 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者などに以下の損害が発生した場合、宇城市は損害の程度に関わらず責任を負いません。

- (1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札などに損害が発生した場合
- (2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合
- (3) 入札などに使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申し込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合において、宇城市は代替手段を提供せず、それに起因して損害が発生した場合
- (4) 公有財産売却への参加に起因して、入札者が使用する機器およびネットワークなどの不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合
- (5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義（法人の場合は法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不具合により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申し込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに損害賠償が発生した場合
- (6) 公有財産売却の参加者などの発信・受信データが不正アクセスおよび改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの損害が発生した場合
- (7) 公有財産売却の参加などが、自身の KSI 官公庁オークションのログイン ID およびパスワードを紛失もしくは、KSI 官公庁オークションのログイン ID およびパスワードが第三者に漏えいするなどして損害が発生した場合

4 公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間中は除きます。

5 リンクの制限など

宇城市が売却システム上に公開している情報（文章、写真、図面など）について、宇城市に無断で転載・転用は一切できません。

6 インターネット公有財産売却における個人情報について

紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して宇城市が行うインターネット公有財産売却においての個人情報の収集主体は宇城市になります。